

## 京都市指定文化財データベース構築業務 仕様書

### 1 業務名

京都市指定文化財データベース構築業務

### 2 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

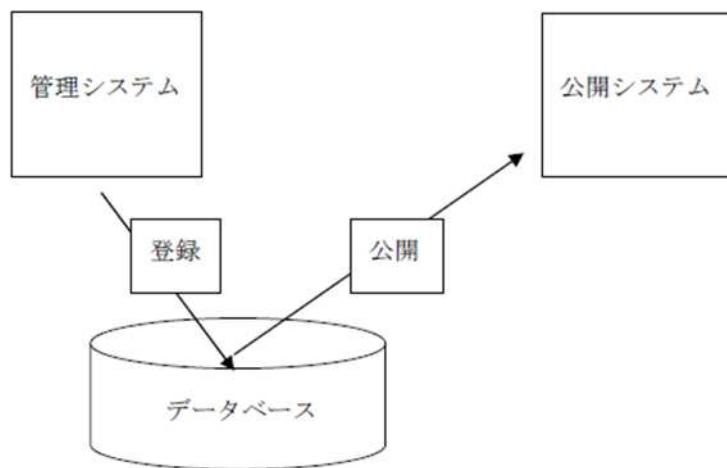
### 3 業務の目的

京都市には指定・登録文化財が約550件あり、本業務では、これらの文化財についてのデータベースを構築し、インターネット上のウェブページに公開するとともにウェブページの利用者による資料の検索等を可能とする。それにより、文化財の普及啓発を図るとともに、市民等の利便性を向上することを目的とする。

### 4 業務内容

#### (1) 一般事項

本業務では、共通の形式で整理された「指定・登録文化財」のデータベースを格納する次の図のようなシステムを構築する。



#### (2) データベース登録作業

本業務では、指定・登録文化財約550件について、別添1のシステム構築詳細仕様書に基づき、上記(1)に記載のシステム上のデータベースに登録する。

#### (3) データベースを格納するシステム

ア データベースを登録、公開するシステムは、受託者にシステムを設置し、インターネットを通じて委託者に提供するクラウドサービスであること。

イ 当初の対象データは指定・登録文化財データベースであるが、今後増えることも想

定し、データの種類を委託者により任意に追加できること。

ウ データの登録件数、画像登録数、総容量に制限がなく、総容量が増えても料金は変動しないこと。

エ 本業務にて採用するシステムは、委託者によるデータの修正、削除、追加等の管理を隨時行える機能を備えること。

オ 本業務にて採用するシステムは、登録したデジタルデータのうち公開の可否を委託者が指定し、公開可能なデータはインターネット上で広く公開できるものであること。

カ 本年度のシステム利用料は全て本業務に含むこととし、次年度以降のシステム使用料は年間 50 万円（税別）以内とすること。

キ システムの詳細な仕様は別添 1 に記載の通りとする。

#### (4) ウェブページについて

システム側のウェブページについては、登録した全ての資料データをキーワードや分類等を指定して検索する「検索トップ」ページ、検索結果一覧を表示する「検索結果一覧」、資料ごとの詳細情報を表示する「詳細情報」をそれぞれ設け、入り口となるページから階層の異なる任意のページをリンクにて呼び出せるよう、検索トップだけでなく、検索結果一覧ページや詳細情報ページにも固有の URL を割り振ること。

リンクについては、次の図のようなイメージを想定している。

(データベース公開ページ・検索トップ)

キーワード	<input type="text"/>
文化財指定	<input type="text"/>
ジャンル	<input type="text"/>

検索

(データベース公開ページ・検索結果一覧)

画像	***** *****	画像	***** *****
画像	***** *****	画像	***** *****

### (5) 情報セキュリティ要件

下表に定める措置を講じること。

要件項目	要件概要	
【セキュリティ要件】以下の要件を満たすセキュリティ対策を講ずること。		
セキュア通信	1	ログインを必要とする画面及びそれ以降の画面では、HTTPSによる通信を使用すること
	2	入力フォーム以外のページ、ログインを必要とする画面等以外であっても、HTTPSによる通信を使用すること
	3	SSL 証明書の取得をすること
脆弱性対応	4	システムはウイルス対策・不正アクセス対策（脆弱性対応）を行い、最新のウイルスパターンファイルを適用すること
	5	システムで使用するソフトウェア等の最新の脆弱性情報を常時取得し、重要度に応じて委託者に報告すること
アクセス防御	6	利用者（市民・本市職員等）がその利用できる範囲や権限を越えて情報システムにアクセスすることができないよう、適切な措置を講ずること

## 5 成果品等の納品

本業務の契約後、速やかに本仕様書に基づいた業務実施計画書（作業項目・作業内容、工程表、業務実施体制含む）を提出すること。業務完了後は、システム操作マニュアルを、紙媒体1部及びDVD-R等に保存した電子データで納品すること。

## 6 秘密の保持

本業務の遂行に当たり知り得た全ての情報は、本契約の履行期間及び履行後において第三者に漏らしてはならない。データの取り扱いについても同様とする。また、秘密保持及びデータの取り扱いについて、従業員その他関係者への徹底を行うこと。

## 7 特記事項

- (1) 本業務の履行に当たり、仕様書等に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、適宜委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) 本業務の履行に当たり、必要がある場合は相互調整のため、打ち合わせを行うこと。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務に付帯する作業については、履行しなければならない。
- (4) 本業務の履行に当たっては各種関係法令を確認・遵守するとともに、委託者の指示に従い適正な履行に努めること。

- (5) 本業務の履行に当たり、受託者の不注意等の瑕疵により生じた故障等は受託者の責任において処理すること。
- (6) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合で、あらかじめ委託者の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (7) 受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第条（二次的著作物の利用に関する原著作権者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、委託者がその一部又は全部について譲渡することを要しないと認めた場合、また受託者が本件業務遂行にあたり、従前より所有していたプログラム等を使用する場合は、この限りではない。
- (8) 受託者は、本業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (9) 受託者は、委託者及び委託者から譲渡又は利用許諾を受けた第三者に対して、著作権人格権を一切行使しない。